

平成25年12月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成25年12月12日

○出席議員 17人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君	10番 吉野修文君
11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君	13番 土屋元君
14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君	16番 丸昭君
17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君	

○欠席議員 1人

7番 佐藤啓史君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 藤江信義君
企画課長 関富夫君	財政課長 関利幸君
税務課長 鈴木克己君	市民課長 渡辺直一君
介護健康課長 大鐘裕之君	生活環境課長兼清掃センター所長 西川一男君
福祉課長 花ヶ崎善一君	都市建設課長 藤平喜之君
農林水産課長 関善之君	観光商工課長 玉田忠一君
水道課長 岩瀬健一君	会計課長 岩瀬義博君
教育課長 軽込貫一君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君 議事係長 屋代浩

議事日程

議事日程第5号

第1 議案、陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

(総務常任委員長)

議案第57号 勝浦市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 勝浦市職員の再任用に関する条例の制定について

- 議案第59号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第60号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第61号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第65号 平成25年度勝浦市一般会計補正予算
陳情第2号 新聞への消費税軽減税率適用を求める陳情
(教育民生常任委員長)
議案第62号 勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
議案第63号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第66号 平成25年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第67号 平成25年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第68号 平成25年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
(建設経済常任委員長)
議案第64号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
議案第69号 平成25年度勝浦市水道事業会計補正予算
- 第2 諒問上程・説明・質疑・採決
諒問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求ることについて

開 議

平成25年12月12日（木）午前10時開議

○議長（岩瀬義信君） ただいま出席議員は17人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。
これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案、陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（岩瀬義信君） 日程第1、議案を上程いたします。
議案第57号 勝浦市公告式条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号 勝浦市
職員の再任用に関する条例の制定について、議案第59号 一般職の職員の給与等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について、議案第60号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制
定について、議案第61号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、
議案第65号 平成25年度勝浦市一般会計補正予算、陳情第2号 新聞への消費税軽減税率適用
を求める陳情、以上7件を一括議題といたします。

本件に関し、副委員長の報告を求めます。寺尾総務常任副委員長。

[総務常任副委員長 寺尾重雄君登壇]

○総務常任委員長（寺尾重雄君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月9日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第57号 勝浦市公告式条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号 勝浦市職員の再任用に関する条例の制定について、議案第59号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件につきましては、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり全員賛成で、議案第60号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号 平成25年度勝浦市一般会計補正予算につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第2号 新聞への消費税軽減税率適用を求める陳情の審査に当たりましては、陳情者に説明を求め、審査を行いました。

その結果、消費税が上がったとしても、新聞離れが起きるとは限らない、軽減税率の適用を受けるのは、新聞だけでいいのかなどの意見が出され、願意は認めがたいため、賛成少数で不採択と決しました。

以上をもちまして、総務常任副委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより副委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

[4番 藤本 治君登壇]

○4番（藤本 治君） 私は、議案第60号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。本条例改正は、株式や公社債など金融商品間の損益通算範囲の拡大を行おうとするものです。現行でも、上場株式等の譲渡損を上場株式等の配当と通算して減税できる仕組みがありますが、それを今回改正で、社債及び公社債の利子、配当も通算できるようにしようとするものです。

アメリカや先進ヨーロッパ諸国では譲渡所得が通算できるのは、譲渡所得の範囲内が原則で、株式譲渡損を配当、利子と制限なく相殺できるのは日本だけです。こうした範囲をさらに広げて株式や公社債、また、譲渡や利子、配当金など、それぞれ性格が違うものであるにもかかわらず、損益を通算することは、利益に対しての適正な納税義務を求めるものであり、応能負担の原則をゆがめて投資家の税負担を不当に引き下げるものです。これは今年12月末日をもって10年間続いた証券優遇税制が10%から本則の20%になることに伴い、優遇措置を形を変えて継続するものであります。

さらに、来年1月からNISAと呼ばれる少額投資非課税制度がスタートしますが、これも証券優遇税制の形を変えた継続です。そして、「貯蓄から投資へ」のスローガンで、投資の経験がない庶民をもギャンブル性が高い投資の世界へ呼び込もうとするものです。

以上、今回の条例改正は、応能負担の原則をゆがめるものであることを指摘し、反対を表明するものです。

さらに、議案第61号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、反対を表明いたします。理由は、今現在多くの国民が来年4月からの消費税増税の5%から8%への増税に反対をしております。今後、4月が近づくにつれて、ますますその国民の世論は大きくなるものと予測されます。以上、国民の声に反する条例改正は、反対を表明するものです。

さらに、議案第65号 平成25年度勝浦市一般会計補正予算につきましては、この中の潮風散歩道整備事業につきまして、今、暗渠になっております入り口と出口からしか手が出しようがない状況にありますが、今回70メートルそれを延長するについて、現在の出口における暗渠化において、設計上の考慮をされて、今の出口のところで開口部を設けるなど、今後においても対策がとれるような設計上の工夫を、ぜひしていただくことを要望として申し添えまして、全体として交通の安全、また歩行者の利便性が向上することをもって賛意を表明するものでございます。以上、3つの議案につきましての討論とさせていただきます。以上、終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。黒川議員。

[14番 黒川民雄君登壇]

○14番（黒川民雄君） 私は、議案第60号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。本条例は、個人住民税が公的年金等により特別徴収される納税者の納税の便宜や徴収事務の効率化を図り、あわせて各年度において税額が増減した場合の仮及び本徴収の税額の標準化を図るものであるため、納税者、市、双方にとって意義のあるものと考えます。また、金融所得課税の一本化を進める法律に従い、税率等の課税方式を均等化するためなどの改正で、いずれにいたしましても、地方税法等の一部改正に伴う所要の改正であることから、議案第60号に賛意を表し、賛成討論といたします。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号 勝浦市公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第58号 勝浦市職員の再任用に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとお

り決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第59号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第60号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第61号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第65号 平成25年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する副委員長の報告は可決であります。本案は、副委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、陳情第2号 新聞への消費税軽減税率適用を求める陳情を採決いたし

ます。本案に対する副委員長の報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の諸君の举手を求めます。

[举手少数]

○議長（岩瀬義信君） 挙手少数であります。よって、陳情第2号は不採択と決しました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第62号 勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第66号 平成25年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第67号 平成25年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第68号 平成25年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上、5件を一括議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。土屋教育民生常任委員長。

[教育民生常任委員長 土屋 元君登壇]

○教育民生常任委員長（土屋 元君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月10日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第62号 勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第66号 平成25年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第67号 平成25年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第68号 平成25年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上5件につきまして、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

[4番 藤本 治君登壇]

○4番（藤本 治君） 私は、議案第63号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。反対の理由は、議案第60号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について述べた内容と同じです。今回の条例改正は、応能負担の原則をゆがめるものであることを指摘をし、反対討論を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号 勝浦市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第63号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第66号 平成25年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第67号 平成25年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第68号 平成25年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第64号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第69号 平成25年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。本件に関し、委員長の報告を求めます。渡辺建設経済常任委員長。

[建設経済常任委員長 渡辺玄正君登壇]

○建設経済常任委員長（渡辺玄正君） 議長より指名がありましたので、今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月10日委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第64号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第69号 平成25年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上2件につきまして、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第69号 平成25年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

諮詢上程・説明・質疑・採決

○議長（岩瀬義信君） 市長より諮詢の送付がありましたので、職員に朗読させます。屋代係長。

[職員朗読]

○議長（岩瀬義信君） ただいま朗読いたしました諮詢は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第2、諮詢を上程いたします。

諮詢第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

[市長 猿田寿男君登壇]

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました諮詢第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成26年3月31日で、人権擁護委員、塩谷惠理子さんの任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、再度、塩谷惠理子さんを委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるようとするものであります。

塩谷惠理子さんの経歴を申し上げますと、昭和48年3月に千葉敬愛短期大学初等教育科を卒業後、昭和48年4月から千葉市の仁戸名幼稚園に勤務し、昭和53年3月に同幼稚園を退職、その後、有限会社ヤマザキデイリーストア一勝浦興津店勤務を経て、現在、塩田病院において看護補助業務に携わっております。

また、この間、青少年相談員、明るい県民づくり推進委員、民生委員・主任児童委員を歴任され、平成20年4月から人権擁護委員に選任され現在に至っております。その人格と識見は人権擁護委員として適任であると考えます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮詢第2号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、諮詢第2号は、正規の手續を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮詢第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、諮詢第2号は、原案のとおり可決されました。

閉　　会

○議長（岩瀬義信君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって平成25年12月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前10時32分　閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第57号～議案第69号、陳情第2号の総括審議
1. 質問第2号の総括審議

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝浦市議会議長

署名議員

署名議員